

令和6年3月8日

第9回水俣市農業委員会

第9回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和6年3月8日
開会 9時30分
閉会 10時36分
- 3 出席委員
農業委員 12名 1番 坂本 隆司 君 7番 山内 英明 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君

推進委員 14名 15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名 8番 西本 和代 君 14番 鬼塚 浩三 君
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第30号 農地法第3条の許可申請について
議第31号 農地法第5条の許可申請について
議第32号 農用地利用集積計画の申出について
議第33号 農用地利用集積等促進計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第9回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、12名です。 欠席者は、8番、西本委員、14番、鬼塚委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番、淵上委員、6番、寒川委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、9番、戸次委員にお願いします。</p>
<p>9番委員 (戸次治夫君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 3件ございます。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに畑で、面積は2,850㎡の内900㎡です。 合意解約日は、令和6年2月1日で、解約の理由は、畑管理が困難となったためですが、本件は、次の借人が決まっておりますので、後程、議第32号の農地利用集積計画の申し出についての新規3番において、御審議いただくこととなっております。</p>

	<p>農地の場所につきましては、議案書3ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第30号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、2番、竹下委員をお願いします。</p>
2番委員	<p>議第30号、農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに畑です。 面積は、625㎡。 譲受人の状況は、議案書の記載のとおりです。 市外から、農地付き住宅ですか、3年前に水俣に来られて、畑を耕作されておりました。 仮登記はしてありましたが、下限面積が廃止されましたので、今度、登録をされるということで出てきた案件です。 所有権移転は、売買ですね。 農地を開墾されて、7割を耕作されていますが、今後すべてを開墾されて畑にしたい、というような話をされておりました。 申請地は、議案書6ページをご覧ください。 道路から入り、車が通らない道ですが、そこを上がって行った所にあります。 住宅の横、家のとりにある農地です。 現地調査を3月4日に、本人と私と宮森推進委員、事務局2名で行いました。 周辺の農地も荒れた状態の所が多いんですが、車が入らない場所で、草刈り機と耕運機を持っておられまして、野菜を栽培されておられました。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしく申し上げます。 引き続き、私のほうで説明させていただきます。 農地法第3条の許可申請の2番について説明します。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに畑です。 面積が、合計で7,317㎡です。 譲受人の状況は、記載のとおりですが、ここの譲受人は、譲渡人の姪御さん夫婦で、現在は譲渡人の果樹園を手伝いながら、消毒、収穫、出荷等をされておられるそうです。</p>

	<p>譲渡人が高齢になり、若い人に譲られるそうで、経営移譲となります。</p> <p>申請地は、7ページをご覧ください。</p> <p>駐車場から上の方にある果樹園です。</p> <p>少し離れた所にもあり、管理もしやすい場所でもあります。</p> <p>現地調査を3月4日に、私と事務局、推進委員、行政書士と譲渡人で行いました。</p> <p>圃場は、甘夏が植えられていて、大きな倉庫があり、機械類もすべて揃っております。</p> <p>今後も譲受人が指導していくと言われておりましたので、安心できると思います。</p> <p>また、地元推進委員にも伺いましたが、譲渡人は、頑張り屋でよく管理されています、と褒めておられました。</p> <p>通作距離も問題はありません。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第30号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第30号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第31号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番委員	はい、議長。
議 長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
2番委員	議第31号、農地法第5条の許可申請1番についてご説明いたします。

	<p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は畑、現況は雑種地です。 面積が459㎡となっています。 転用目的は、個人住宅。現在は、借家に家族2人で居住しているが、今年子供が生まれるため、借家では手狭になるので、申請地に住宅を新築するものです。 申請地は、第3種農地で所有権移転になります。 譲渡人については、工事のため、工事事務所に貸しておられまして、その後にもた復旧されたんですが、草対策ということで砂利を入れてあったので、現況が雑種地になっています。 それで始末書を添付されていますので、よろしくお願ひします。 施設概要は、記載のとおりです。 議案書10ページをご覧ください。 現地は、公道と工業水路に囲まれた状態で、周りも宅地になっていますので、問題はないと思います。 3月4日に現地調査を、不動産業者と事務局2名、私達2名で行いました。 雨水、排水は、直ぐ近くに市の側溝がありますので、そちらの方に流されます。 生活排水、汚水等は、浄化槽を設置して対応されるそうです。 現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可申請基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、御検討をよろしくお願ひいたします。</p>
12番委員 (前田仁君)	はい、議長。
議長	はい、12番、前田委員にお願いします。
12番委員	同じく、議案書9ページの議題31号農地法第5条の許可申請2番について、御説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田。現況は、田と一部雑種地となっています。 転用面積は、1,215㎡です。 転用目的、転用理由につきましては、現在隣接する土地を、資材置き場等に利用していますが、土地の形状が細長い為、有効面積が狭く、工事用資材や工事で発生する土の仮置き等に充分対応できないことから、埋め立てて資材等の置き場として面積を確保したいとのことでした。 農地は、第2種農地で、所有権移転を伴うものですが、現在一部を許可なく盛土している為、始末書を添付しています。 施設の概要、資金については、議案書記載のとおりです。 現地の確認調査は、3月4日に譲受人、事務局より2名、池田推進委員と私、5名で行いました。 申請地の場所は、議案書12ページをご覧ください。

	<p>交差点を、約700～800m行った道路の下で、現在まで耕作放棄地となっていました。</p> <p>土地の配置図については、申請地の隣接地は、既に盛土されて資材置場として利用されています。</p> <p>また、排水については、図面の上のほうにある、農地との間にあります既存の排水路に流すとのことです。</p> <p>許可なく盛土している所は、申請地に一部、盛土してありました。</p> <p>また、申請地の東側に隣接する農地には、日照の影響は殆ど無いと思われ、転用しても何ら問題ないと判断しました。</p> <p>よって、農地法第5条の転用に係る許可基準から、何ら問題ないと思われますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第31号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第31号農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第32号農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>担当委員は、新規、再設定、一括方式併せて、説明をお願いします。</p>
6 番委員 (寒川勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員にお願いします。
6 番委員	<p>議第32号農用地利用集積計画、利用権新規設定申出の1番について説明します。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>土地は2筆あります。</p>

一筆目の農地の地目は、台帳現況ともに田です。
面積が1, 534㎡となっています。

二筆目の農地の地目は、台帳現況ともに田です。
面積は、1, 255㎡です。
合計で2, 789㎡となっています。
始期終期は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

利用目的は、水稻。利用権の種類は、賃借権です。
借賃は、全体で粳230kgとなっています。
申請地は、議案書18ページをご覧ください。
市道を上り、約1km弱くらいの所の右側で、川が流れていますが、その川向う側になっています。

ここは昔、棚田でしたが、今は圃場整備をされて、非常に利便性もよくて、耕作しやすい田んぼになっています。

借人は、経営面積、自作地と借入地を合わせて、3, 269㎡を一人で耕作されておられます。

非常に農業に熱心に取り組んでおられまして、周囲の人にも、模範となるような方です。

よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして、議第32号農用地利用集積計画の利用権一括方式の1番と2番について説明します。

転借人は、議案書1番2番ともに、同一人物ですので、一緒に説明します。

議案書1番、貸人、転借人は、記載のとおりです。
熊本県農業公社を転貸人として、貸借するものです。
土地は、2筆あります。

一筆目の地目は、台帳現況ともに田です。
面積が、3, 322㎡です。

二筆目の地目は、台帳現況ともに田です。
面積は、1, 122㎡です。
合計で、4, 444㎡となっています。
始期終期は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

利用目的は、水稻。利用権の種類は、賃借権です。
借賃は、全体で玄米120kgです。

次に、議案書2番です。
貸人と転借人は、記載のとおりです。
こちらも熊本県農業公社を転貸人とし、貸借するものです。
3筆あります。

一筆目の地目は、台帳現況ともに田です。
面積は、593㎡です。

二筆目の地目は、台帳現況ともに田です。
面積は、139㎡です。

三筆目の地目は、台帳現況ともに田です。
面積が、3, 238㎡です。

	<p>合計3, 970㎡となっています。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借賃は、全体で玄米90kgとなっています。</p> <p>申請地は、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>道路を500mほど行くと、右折する道路があります。</p> <p>そこを入れて行くと、川が流れているのですが、その川沿いにあるのが、2番の土地です。</p> <p>川の橋を渡って、10m行った所の左右にあるのが、1番の土地です。</p> <p>転借人は、経営面積が、自作地6, 653㎡を一人で耕作されています。</p> <p>農業に真摯に取り組んでおられます。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次は、私が担当ですので、私から説明します。</p>
<p>1番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>新規2番、一括方式3番の説明をします。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>議第32号農用地利用集積計画申出の2番について説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳は田、現況は畑です。</p> <p>面積が、1, 268㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間5年間です。</p> <p>利用目的は、野菜です。</p> <p>借賃は、無償で、利用権の種類は、使用賃借権です。</p> <p>申請地は、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>橋を渡る手前を左折したところです。</p> <p>この農地の相談を受けたので見に行きましたが、草は綺麗に払ってありますが、去年まで菜の花を作っていたのかなと思います。</p> <p>今は草払いされて綺麗になっていますが、耕作はされていません。</p> <p>申請人は、一昨年から新規就農されています。</p> <p>農地も持っていなくて新規就農されて、玉葱の苗床の後にソラマメから始めて、現在はソラマメと玉葱を栽培されて、頑張っておられます。</p> <p>土地がなくて就農されていますので、利用権をしてあげないと先に進みませんので。</p> <p>そういう所があれば、進めてもらえれば助かると思います。</p> <p>申請人は、兄弟で頑張っていて、弟のほうが就農を早くされて、その刺激を受けて新規就農されて頑張っておられますので、頼もしいところです。</p> <p>従いまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件</p>

	<p>を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、一括方式の議案書17ページをご覧ください。</p> <p>議第32号農用地利用集積計画の申出の利用権一括方式の3番について説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>4筆とも、台帳現況ともに畑です。</p> <p>面積が、合計6,651㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの期間15年間。</p> <p>利用目的は、ブドウです。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>申請地は、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>一筆は、道路を下り、工事中の所から、300mくらい下った所、左上です。</p> <p>もう一筆が、道路を真直ぐ行き、下った所の反対側です。</p> <p>借賃は、記載のとおりであります。シャインマスカットの栽培で、ハウスになっていますので高額になっています。</p> <p>申請人は、農協の継承事業、補助事業でしておられます。</p> <p>最初は、3条申請をされていたんですけど、途中で亡くなられてなかなか進まなかったのですが、現在は相続も済み、娘さんになって、最終的には利用権になりました。</p> <p>本人は、3条をしたかったのですが、やっと借りる事が出来て、ホッとされているところだと思います。</p> <p>研修もされて、他からの移住ですので、頑張っておられます。</p> <p>従いまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>10番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、10番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>議第32号農用地利用集積計画の利用権の新規設定3番の申出について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は15ページをご覧ください。</p> <p>この農地は先程、事務局のほうから報告がありました、報告事項(2)の合意解約された農地です。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑。</p> <p>面積が1筆2,850㎡の内900㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間5年間。</p>

	<p>利用目的は、野菜の栽培です。</p> <p>借賃は、無償で、使用貸借権となっています。</p> <p>申請地は、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>場所は、橋から道路の方を上がり、坂を上りきった所を左折し、下った所から、200mほど入り右折した農道を行った所です。</p> <p>ちょっとわかりにくい所です。</p> <p>借人は、主に水稻とその他、ブロッコリーとか野菜を手広く栽培されておられ、年間の作業日数も300日以上で、農作業に従事しておられます。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議長	はい、11番、廣島委員にお願いします。
11番委員	<p>議第32号農用地利用集積計画の申出、新規の4番についてご説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田です。</p> <p>2筆合わせて、3,478㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。借賃は、無償です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>土地の所在は、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>借人は、自作地、借地、貸付地が0になっていますが、実兄の畑を手伝って、畑も少しやっておられて、農作業従事日が200日と書いてありまして、確かめましたところ、お兄さんの所を手伝っているそうです。</p> <p>また、お兄さんが亡くなられたそうで、2,000㎡ほどの田を自分で耕したと言っておられ、後日、申請を出すとの事でした。</p> <p>貸人は80歳代、高齢で出来ないということで、譲受人に全て任せたいということでした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
9番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議長	はい、9番、戸次委員にお願いします。

9 番委員

西本委員に変わり説明します。

議案書16ページをご覧ください。

議第32号農用地利用集積計画の申出について、利用権は再設定です。

番号1番と2番は、借人が同一の為、一緒に説明します。

番号1番、貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳現況ともに田です。

2筆の合計面積が、1,877㎡です。

始期終期は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの期間は6年間です。

利用目的は、水稻です。

借賃は、無償で、使用貸借権となります。

経営面積は、自作地が2,868㎡、借入地が12,941㎡となっています。

場所は、議案書22ページをご覧ください。

道路から学校を過ぎて、約500mほど行った所の右手の道下です。

ここに3筆あります。

続きまして2番。

貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳現況ともに田です。

面積が、779㎡。

始期終期は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの期間は6年間です。

利用目的は、水稻です。

借賃は、無償で、使用貸借権です。

借人の農作業従事日数は、200日ということで、経営作物は水稻ということで、再設定ということで何ら問題はないと思います。

よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議の程よろしく願いいたします。

続きまして、3番と4番です。

これも借人が同一の為、一緒に説明します。

土地の所在は議案書記載のとおりです。

全部の地目は、台帳現況ともに畑です

面積は、7筆合計の62,072㎡です。

始期終期は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、利用目的は茶です。

借賃は、議案書記載のとおりです。賃借権となります。

続きまして、4番。

貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は、台帳現況ともに畑です。

面積は、30,237㎡の内13,859㎡です。

始期終期は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

利用目的は、茶です。

	<p>これも借賃は、議案書記載のとおりです。賃借権となります。場所は、議案書23ページから25ページをご覧ください。ここはいつも綺麗にされていて、よく手入れしてあります。借人の状況は、農作業従事日数が200日ということで、主たる作物は、茶です。</p> <p>これも再設定ということで、何ら問題はないようです。言い忘れましたが、3番の貸人の方はお兄さんだそうです。よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第32号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第32号農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第33号農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、9番、戸次委員をお願いします。</p>
9 番委員	<p>これも西本委員の担当ですので、私の方から説明します。</p> <p>議第33号農用地利用集積等促進計画の申出の1番から6番まで、一括して説明します。</p> <p>議案書は29ページをご覧ください。</p> <p>本件は、圃場整備の一時利用地となります。</p> <p>ここは、令和4年2月10日に開催された総会で、農地中間管理機構へ貸借について承認された農地です。</p> <p>農地の整理がついたため、本地番が登記されるまでの間、仮地番として担い手に貸借するものとなります。</p>

1番から説明させていただきます。
貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。
地目は、台帳現況ともに畑です。
面積は、1,903㎡です。
始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。
利用目的は、茶。
借賃は、無償で、使用貸借権です。
1番から3番まで、転借人が同一のため、3番まで申し上げます。
続いて2番です。
貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。
4筆あります。
地目は台帳現況ともに畑です。
4筆合計、8,583㎡です。
始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。
利用目的は、茶です。
借賃は、無償で、使用貸借権です。
続いて3番です。
貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。
2筆あります。
地目は、台帳現況ともに畑です。
面積は、2筆合計の2,154㎡です。
始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。
利用目的は、茶です。
借賃は、無償で、使用貸借権です。
場所は、議案書31ページをご覧ください。
地図には道路が書いてないんですけど、作業道路として作っております。
実際に、今まで私たちが入った所は、さっき申し上げた所から右手に150mほど下った道の両サイドにあります。
続いて4番ですが、貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。仮地番です。
地目は台帳現況ともに畑です。
面積は、2,126㎡です。
始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。
利用目的は、茶。借賃は、無償で、使用貸借権です。
場所は、議案書31ページをご覧ください。
右側に150mほど行った所の一番先にあります。
続きまして5番です。
貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。
仮地番です。
地目は、台帳現況ともに畑です。
面積は、5,132㎡です。

	<p>始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。</p> <p>利用目的は、茶です。</p> <p>借賃は、無償で、使用貸借権です。</p> <p>場所は、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>道から離れて、上のほうに上っていった一番上の畑となります。</p> <p>次に6番です。</p> <p>貸人、転借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>仮地番です。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>面積は、3,917㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年4月1日から令和14年2月29日までの7年11ヶ月です。</p> <p>利用目的は、茶です。</p> <p>借賃は、無償で、使用貸借権です。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。</p> <p>この場所は、平成30年くらいから杭を打って、工事を始める段取りはしてあったかと思います。</p> <p>いつ工事が始まるか心配していましたが、やっと工事が始まりました。</p> <p>完成したのが、去年の10月くらいでした。</p> <p>丁度、雨季から始まって、かなり業者は苦勞されたようですが、雨季を外していたら、もっと早く完成したと思います。</p> <p>また、議案がまだ早く出てきたなら、作付けのほうも早く出来たと思いますが、時間がたって草が生える状況になり、管理がしづらくなったと思います。</p> <p>皆さんが早く植えられることを望んでいます。</p> <p>よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
7番委員 (山内英明君)	<p>5番の貸人が2名。</p> <p>転貸人が、公社なんですよ。</p> <p>借人が貸人本人なんですよ。</p> <p>貸人が本人だから、本人の土地を本人が借りているということになっているから、おかしいなと思って戸次委員に聞いたんです。</p>

9 番委員	これは、補助事業をするのにあけて、中間管理が一旦借りて、補助事業をしてから貸し出すという状況。
3 番委員 (中村清治君)	集積の関係で、県に貸して集積をしないと、補助が国から降りないということがあるんです。
議 長	基盤整備だから、元々持っていた土地と、面積が違って来るから、登記が出来るまでの間となります。
7 番委員	わかりました。
議 長	他にはありませんか。 御質疑、御意見もないようですので、議第 3 3 号農用地利用集積等促進計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 3 3 号農用地利用集積等促進計画の申出については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 9 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員